

カードローン契約規定改定のお知らせ

株式会社みなと銀行

当社では、2023年8月18日より「新クイックローン(総合口座型カードローン切替え用)」及び「みなとカードローン」の契約規定の一部を改定させていただきます。

同規定改定後は、お客さまとの新規取引開始時に加え、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

規定の改定内容については以下をご参照下さい。

(1)規定の改定内容

<主な改定内容>(括弧内の記号は下表を参照)

○カードローン契約規定に、相続開始時における以下の定めを追加

- ・返済の自動引落に関する定め(A)
- ・新規貸越の停止に関する定め(B)
- ・届出事項等に関する定め(C)

○カードローン契約規定文の内、(カードローン)通帳文言の記載を削除(D)

<改定内容の詳細>

○下表のA～Dの各条項・内容を追加・削除いたします。(下線の内容を追加、取り消し線の内容を削除)

○契約規定によって以下のA～Dに該当する内容が異なりますので、後記の「(2)対象になる規定」でご確認下さい。尚、下表や後記の「(2)対象になる規定」に記載されている条項(条・項・号の番号や見出し)は、後記の「(2)対象になる規定」のNo1の規定(現行の規定)を例示しており、実際に記載されている条項の番号や見出しは規定によって異なることがあります。

	改定後
A	<p>(返済金等の預金口座からの自動引落および貸越の中止)</p> <p>1. 私は、各返済日までに前条による各返済金額を本取引の引落指定預金口座(以下「指定預金口座」という。)に預け入れておくものとします。尚、私は本取引の継続中は、指定預金口座を解約できないことを承認します。</p> <p>2. 銀行は各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず指定預金口座から払戻しのうえ、毎回の返済にあてます。ただし、指定預金口座の残高が毎回の返済金額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはしないものとします。この場合には、銀行は貸越を中止できるものとします。</p> <p>3. 万一預け入れが遅延した場合には、銀行は預け入れ後いつでも返済金および第6条第5項に定める遅延損害金相当額について前項と同様の取扱いができるものとします。</p> <p>4. 第6条第3項、第4項に定める支払うべき利息については、場合によっては貸越元金に組入れることなく、銀行は利息支払日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず指定預金口座から払戻しのうえ、利息の支払いにあてます。ただし、指定預金口座の残高が支払うべき利息額に満たない場合には、銀行はその一部の支払いにあてる取扱いはしないものとします。この場合には、銀行は貸越を中止できるものとします。</p> <p>5. 万一利息支払日に支払いが履行できない場合には、銀行は指定預金口座の残高が支払うべき利息額に満たした後はいつでも支払うべき利息額について前項と同様の取扱いができるものとします。</p> <p>6. 第2項から第5項までの手続きにおいて、ほかに支払いの請求がある場合または銀行に対する返済約定がある場合には、この支払いまたは返済の順序については銀行の任意とし、この取扱いによって万一私に損害が生じた場合、その責任は私の責任とし、銀行には何ら責任はないものとします。</p> <p>7. 前各項にかかわらず、銀行から現金による支払いを請求されたときは直ちに支払うものとします。</p> <p><u>8. 借主について相続の開始を銀行が知った時点で、本条に基づく自動引落は停止します。借主は、相続の開始を銀行が知った時点で、銀行に対する貸越元利金がある場合は、第13条第3項1号で定める他の方法で返済するものとし、遅延した場合は第11条第2項1号が適用されるものとします。なお、借主について相続の開始を銀行が知った後に、銀行所定の届出を行った場合は、前第1項乃至第7項が適用されるものとします。</u></p>

B	<p>(貸越の中止)</p> <p>1. 第 7 条に定める約定返済が遅滞している場合、または第 11 条、第 12 条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には、私は新たな当座貸越を受けることができないものとし ます。</p> <p>2. 前項のほか金融情勢の変化、債権の保全その他の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな当 座貸越を中止することができるものとします。</p> <p>3. <u>借主について相続の開始があった場合は、相続の開始を銀行が知った時点で直ちに新規貸越を 停止することとし、以後は次によることにします。</u> <u>(1)相続の開始を銀行が知った時点で、借主の銀行に対する貸越元利金(損害金を含む、以下同 じ)がある場合には、借主は、貸越元利金は銀行が別に定める返済方法に切替えた上で分割し て返済することとします。尚、同返済方法への切替えが完了するまでは本契約の効力は存続す るものとし、同返済方法に切替えた日に、本契約は当然に解約されるものとします。</u> <u>(2)相続の開始を銀行が知った時点で、借主の銀行に対する貸越元利金(損害金を含む)がない 場合は、同日に本契約は当然に解約されるものとします。</u></p>
C	<p>(届出事項等の変更)</p> <p>1. 私は氏名、住所、電話番号、勤務先(職業)、その他銀行に届出た事項に変更があったときは、直 ちに銀行所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により銀行に届出るものとします。<u>また、 借主に相続があった場合も同様とします。なお、届出の前に生じた損害については、銀行の責任 を負わないものとします。</u></p> <p>2. 私が前項の届出を怠ったために、銀行が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知また は送付書類を発送したにもかかわらず、延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきと きに到着したものとします。また、私の責めにより、配達された郵便物等が受領されないなどの場合 も同様とします。</p> <p>3. <u>借主について相続の開始の届出を銀行が受けた場合は、本契約による請求、催告、督促その他 いっさいの通知については相続人のうち一人に対して行うことで効力を発するものとします。</u></p>
D	<p>(取引期限等)</p> <p>1. 本取引の期限は、契約日の 1 年後の応当日とします。ただし期間満了日の前日までに当事者の 一方から別段の意思表示がない場合には期間は 2 年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申し出がなされた場合は、カ ード、およびカードローン通帳(以下「通帳」という)を返却し、期間満了日までに貸越元利金全額を 返済し期間満了日をもってこの契約は、解約されるものとします。</p> <p>3. 第 1 項但書にかかわらず、私が満 70 歳に達した後に初めて到来する期限(以下「最終期限」とい います。)を超えて取引期限が延長されることはありません。</p> <p>4. 第 2 項、第 3 項の定めにかかわらず、期限が満了しても、貸越元利金があり、銀行が認めた場合 は、この契約の効力は存続するものとします。この場合、新たな貸越は受けられないものとします。</p> <p>(解約)</p> <p>1. 私はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、私は銀行所定の書面により銀 行に通知するものとします。</p> <p>2. 第 11 条の各号および第 12 条の事由がある場合、または金融情勢の変化、債権の保全その他相 当の事由がある場合は、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとします。</p> <p>3. 本取引が、銀行の定めによる一定期間の利用がなく、かつ貸越残高が一定の金額を超えることが ない場合には、銀行は本取引を停止し、解約することができるものとします。</p> <p>4. 私から銀行に届出のあった住所にあててカード等を発送したにもかかわらず延着または到達しな かった場合には銀行は本取引を解約できるものとします。</p> <p>5. 第 1 項から第 4 項により本取引が解約された場合は、私は直ちにカードおよび通帳を返却し、本 取引による債務の全額を直ちに返済するものとします。</p>

(2) 対象となる規定

通番	カードローン 契約既定の商品名	変更する条項				
		A	B	C	D	
		返済の自動引落	新規貸越の停止	届出事項	取引期限	解約
1	新クイックローン (総合口座型カードローン 切替え用)	第8条	第13条	第19条	第3条	第14条
2	みなとカードローン	第8条	第13条	第19条	—	—